

平成 22 年度第 7 回 税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 22 年 11 月 4 日（木）20 時 57 分～

場 所：合同庁舎 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○尾立財務大臣政務官

これから記者ブリーフを始めさせていただきたいと思います。

既にフルオープンでお聞きだと思しますので、早速でございますが、質問を受けるということでもよろしいでしょうか。所用で五十嵐副大臣が欠席でございますので、財務の方は私、総務の方はお二人で対応したいと思います。よろしくお願いいたします。

○記者

今日、初めて本格的な議論が始まったのですけれども、全体の議論の印象についてお二人からお願いします。特にペイ・アズ・ユー・ゴー原則について、そもそも論のような反論もありましたし、尾立政務官から出された財源についてもかなり否定的な話もありました。その辺りを中心に、今日の議論の印象をお願いします。

○尾立財務大臣政務官

まず、私の方から。毎度のとおり、経産省と租特 P T の必要な財源の額が相当違っておられますので、まず、そこのスタートをどう御認識されたのかなど。経産省は何も反応がなかったわけですけれども、そこの規模感の違いが一つあったということ。そして、だからこそ大胆な租特や法人税の見直しで税収増を図らなければならないと、こういう大きな流れを御説明したつもりでございます。

そういう中で、いろんな反論はございましたけれども、正に、今、スタートしたばかりですので、深い議論にこれからなっていくと思えます。

また、恐らく、これは大変なことだなど、一口に 5 % といってもある意味別の大変な痛みを伴うということは御理解いただけたのではないかと考えております。

○鈴木総務副大臣

では、私の方から少しお話しして、あと、また逢坂政務官の方からも補足してもらいたいと思いますが、今、お話がございましたように、まず、今日は法人税の見直しということで、ほとんど時間が終始したわけでございますが、私が特に印象に残ったのは、最後、各省の代表が短時間でありましたけれども、おっしゃったことがかなり印象に残っておりまして、それぞれ各省の思惑が、これからこういった場を通じて出てくるのではないかと、正直言って、これは相当大変な作業が待っているなということを実感いたしました。

○逢坂総務大臣政務官

私は特にいいです。

○記者

議論の中で、中野座長や野田大臣も少し触れられていましたけれども、要するに法

人税を下げたとしても余り関係ないというようなところ、あり得ないところは減税すべきかどうかというのも議論すべきではないかというような話をされましたけれども、一律ではなくて、そういう切り分けた形の減税みたいなことを具体的にできるのか、できるとしたら、どういう具体的な方策があるのかというのをお願いします。

○尾立財務大臣政務官

資料の17のページに一律引下げの場合と、重点化した場合の基本的な考え方を披露させていただいておりますけれども、正にここの捉え方だと思っております。

これは、租特PTでも繰り返してきたことですが、今回、与えられた命題は、まずは一律引下げの方が表に出ております。そんな中で、これも財源との関係だと思うのですが、どうしても難しいというような場合には、2番目の重点化の話などもあり得るかと思っておりますけれども、今のところは、やはり一律引下げというのが、総理からの御下命ですので、この線で議論していきたいと思っております。

○記者

財源の確保のことで、五十嵐副大臣が恒久的減収には恒久的財源で、赤字国債は良くないとおっしゃっていましたが、単年度でパラレルと言っているわけではないとおっしゃったのですが、先日、尾立政務官は、原則単年度でとおっしゃったと思うのですが、それは単年度でパラレルと言っているわけではないということの意味が分からないのですが。

○尾立財務大臣政務官

原則単年度でパラレルでなければならぬと思っております。今この作業をやっております。五十嵐副大臣がおっしゃったのは、例えば5年後、6年後、7年後というような中期的な見通しの中で、今日も質問がありましたが、減価償却の見直しの効果も薄れてまいりますから、そのときには経済成長をすると我々は言っておりますから、そういう増収なども含めて考えられる余地はあるのだろうと思っておりますが、目の前に迫っている来年度に関してはパラレルだということがベースだと思っております。

○記者

そもそも論でお伺いしたいのですが、今回は財源の有無を巡って、効果の話もあったと思うのですが、法人税は引下げでももちろん議論は進んでいるかと思うのですが、改めて税調としての立ち位置を確認したいのですが、財源が確定しない場合、ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則にのっとらない場合は、法人税の引下げそのものもまだ検討だというお考えなのかどうか。そこを教えていただければと思います。

○尾立財務大臣政務官

何度も繰り返し申し上げておりますけれども、財源が当然確保される中での減税ということですので、当然それに向けて今、頑張っているところですが、それに至らない場合、財源確保に至らない場合はどうするかというのは、次の選択肢として当然あるかと思っております。

○記者

「法人税率引下げ（国税）の財源措置の例」という資料の注1のところに、中小企業については別途検討が必要と書かれているのですが、そもそも5%下げたときの影響は大企業の方が大きいので、基本的に大企業中心の租特から見直したのがこの図だという意味でいいのでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

そういうことでございます。

○記者

資料の項目の繰越欠損や減価償却というのは、多分地方税の影響も大きいと思いますし、利用されている企業も中小企業が多いかと思うのですが、地方や中小企業への影響をどう見ているかというのは、財務省として何か出されているのでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

この3番目の、例えば欠損金の繰越控除の制限ですけれども、これについては中小関係なく今、統計的に見ておりますが、確かに中小企業対策として今後どういうことが考えられるのか、対策しなければならないという判断をした場合ですね、それは念頭にございます。

○記者

先ほどの尾立政務官の御説明の中で、例えば研究開発減税のところでも、特定業種に偏っていると、課税ベースを侵食しているという話があったのですが、政策減税としては極めて当たり前というか、そうでないとおかしいと思うのですが、その理由だけで廃止するというのは少し言い過ぎかと思ったのですけれども、それはあくまでも税率を下げるということを第一に考えているからということで、そういう御発言だったのでしょか。

○尾立財務大臣政務官

これも何度も申し上げますけれども、特に22ページを見ていただきますと、3段階の様々な研究開発税制の優遇策がありますね。それは歴史的にも平成15年度改正の中で、法人税率が下げられないからという理由で総額型、一番左のようなものが入っておりますので、そういうところも踏まえて、全廃ということを行っているわけではなくて、様々な見直し案が考えられるのではないかとということです。

○記者

財源論についての今後の進め方ですけれども、今回もお示しになったたたき台を巡って、今後、まず経産省側なりに対案を求めていくのか。それとも、企画委員会等でどんどんこれを詰めていくという段取りになるのか。どういう方向でお進めになるかをお聞かせください。

○尾立財務大臣政務官

経産省には、まず発射台が違うという御認識をいただいた上で、財源案をやはり考

えていただきたいということは申し上げていきたいと思いを。

○記者

議論の中でも少しあったのですが、まず法人の負担から見て、その次に法人以外の負担もあるかどうかを見て、それでも無理な場合はそもそも5%がどうかということを検討していく。流れとしてはそういうふうな流れになっていくという理解でよろしいのでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

まだ、法人以外から財源を持ってきてどうこうというところまでは考えておりません。あくまでも法人の中で用意できるかという観点から、今、議論をしております。

○記者

今日の議論の中でもありました雇用とか、投資の効果の分析ですけれども、今後、どうお進めになっていくおつもりでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

今日のデータを見ていただいても、なかなか法人減税が雇用の拡大に結び付いていないというのは分かっていたかと思いますが、だからこそ雇用促進税制PTの方で、今考えているところをごさいますして、その辺りは抱き合わせで、セットで用意していきたいと思っています。

○記者

法人税の話と異なるのですが、専門家委員会に対して今回改めて指示を出されるという趣旨のお話があったのですが、その点、改めて確認をお願いできればと思います。

○尾立財務大臣政務官

今、神野先生の下で議論していただいております各税目の深掘りというものですが、それに関して指示を出して、御報告を年末までにはしていただこうと思っております。

○記者

それは来年の大綱に盛り込む上での参考意見にするためという理解でよろしいのでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

そのとおりです。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

[閉会]